

公益財団法人黒部市体育協会感謝状贈呈について（内規）

（趣旨）

公益財団法人黒部市体育協会設立 70 年にあたり、本協会並びに加盟団体の役員として活動に尽力した者に対して、会長が感謝の意を表する。

（対象者）

- （1）令和 6 年 10 月 1 日時点において、本協会の役員（理事・監事とする。）として通算 40 年以上、30 年以上、20 年以上在任（現在も任期中の者を含む。）し、本協会の発展に貢献した者。ただし、本協会会長においては現職の場合は対象としない。
- （2）令和 6 年 10 月 1 日時点において、本協会の加盟団体の役員（会長・副会長・理事長及びそれに準ずる役職とする。）として通算 40 年以上、30 年以上、20 年以上在任（現在も任期中の者を含む。）し、本協会の発展に貢献した者。
- （3）市町村合併前の旧黒部市・旧宇奈月町の各地区・競技協会における役員任期も含むことができる。
- （4）（1）、（2）の任期は通算することができる。また、（2）においては、複数の加盟団体の任期を通算することができる。
- （5）平成 27 年 4 月 1 日から現在までの間に退任した者が、その時点で上記に該当していた場合はこれに感謝状を贈呈する。また、令和 6 年 10 月 1 日時点で在任中の者については、1 年間在任しているものとみなす。
- （6）規程に該当した者が死亡した場合は、贈呈の対象としない。
- （7）その他、本協会が感謝状を贈呈するにふさわしいと認める者や団体。

この内規は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。